

第3期医療費適正化計画 進捗状況の調査・分析様式

沖 縄 県

1. 目標に関する評価

(1) 県民の健康保持の推進に関する目標

ア 特定健康診査実施率 (施策No.①)

(2017年度) 平成29年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	(2018年度) 平成30年度	(2019年度) 令和元年度	(2020年度) 令和2年度	(2021年度) 令和3年度	(2022年度) 令和4年度	(2023年度) 令和5年度 (目標値)
50.6%	51.6%	52.2%	48.8%	50.9%	-	-
目標達成に必要な数値	53.8%	57.0%	60.2%	63.4%	66.7%	70%以上
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・県：国民健康保険団体連合会と共同で広報事業を実施した。スポットCMは、集団健診が本格スタートする5～7月のほか、国保事業安定化推進運動月間を含めた10～11月に放送し、健診受診を促した。また、問い合わせのあった市町村に対し、他市町村の取組を紹介する等の情報提供を行った。 ・医療保険者：土日・夜間健診や未受診者対策、特定健康診査項目情報提供事業（トライアングル事業）、事業者健診の振替や人間ドック等個別健診の振替に取り組んだ。 ・国保連合会：特定健診の効率的な運用を目的とした集合契約の契約事務の実施、トライアングル事業の実施、特定健診特定保健指導法定報告作業の支援（対象者数の重複等の抽出及び削除支援や結果データ入力支援）を実施した。 					

	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者協議会・県医師会：市町村国保等における特定健康診査項目情報提供事業（トライアングル事業）の支援事業を実施し、治療中の方の特定健康診査項目のデータ収集を推進した。
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・目標受診率70%以上に達しておらず、全国平均（令和3年度:56.2%）と比べると低い。市町村国保では令和3年度：32.8%となっており、目標の受診率60%を上回る市町村が7カ所（いずれも小規模自治体）に止まる一方、県平均を下回る市町村は10カ所（うち市部6カ所）となっており、地域差が見られる。 ・被用者保険においては被扶養者の受診率が低い。 ・令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大による受診控え等の影響により受診率が低下したため、受診率の回復が課題。
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨等について、より効率的・効果的な対策ができるよう、関係機関との連携、情報提供及び共有に努める。 ・特定健康診査項目情報提供事業（トライアングル事業）について、医療機関の拡大や対象者同意取得率の向上に努める。

出典：特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ（厚生労働省）

イ 特定保健指導実施率 (施策No.②)

(2017年度) 平成29年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	(2018年度) 平成30年度	(2019年度) 令和元年度	(2020年度) 令和2年度	(2021年度) 令和3年度	(2022年度) 令和4年度	(2023年度) 令和5年度 (目標値)
33.2%	40.3%	36.0%	35.6%	33.6%	—	—
目標達成に必要な数値	35.1%	37.0%	39.0%	41.0%	43.0%	45%以上
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・県：毎年度、保険者協議会にて実施する保健指導担当者等を対象とした研修会を実施し、好事例の情報提供等を行うことで保健指導の質の向上を図った。 ・医療保険者：健診結果から対象者を把握し、訪問・電話・手紙・来所・ウェブ面談による特定保健指導の実施。また、当日保健指導の実施やまちかど特定保健指導やコラボヘルス、業務委託による特定保健指導を実施した。 					
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村国保では実施目標の60%を達成し全国でも上位(令和3年度62.3%)であるが、被用者保険の実施率が低く、全体として目標には達していない。 ・令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大による初動の遅れ、一時休止、日程調整が困難な場面があり、実施率も低下した。 					
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者、被扶養者に対してわかりやすい利用勧奨に努める。 ・ICTを活用した保健指導や、健診当日の保健指導の実施など、対象者が受診しやすい保健指導の実施に取り組む。 ・各種研修の実施・充実を通じて、保健指導の質の向上を図る取組を促進する。 ・被用者保険と市町村国保で連携した特定保健指導を促進する。 					

出典：特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ(厚生労働省)

ウ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群（特定保健指導対象者）の減少率

(2014年度) 平成26年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	(2018年度) 平成30年度	(2019年度) 令和元年度	(2020年度) 令和2年度	(2021年度) 令和3年度	(2022年度) 令和4年度	(2023年度) 令和5年度 (目標値)
25.1%	23.3%	23.1%	21.7%	23.9%	—	—
目標達成に必要な数値	25%以上	25%以上	25%以上	25%以上	25%以上	25%以上
参考：旧指標 0.6% (H26実績) (目標達成に必要な数値)	△5.1% (11.4%)	△7.6% (14.1%)	△11.2% (16.8%)	△10.3% (19.5%)	— (22.2%)	— (25.0%以上)
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・県：国民健康保険団体連合会と共同で広報事業を実施した。スポットCMは、集団健診が本格スタートする5～7月のほか、国保事業安定化推進運動月間を含めた10～11月に放送し、メタボリックシンドロームに関する周知広報を行った。 ・医療保険者：メタボリックシンドロームに関する周知広報を行った。健診結果から対象者を把握し、特定保健指導及び医療機関の受診に導く取組を行った。また、40歳未満の者に対して特定保健指導と同様の取組を行った。 					
第4期に向けた課題	目標値である平成20年度比25%以上の減少は達成していない。					
第4期に向けた改善点	引き続きメタボリックシンドロームに関する周知広報を行い、該当者減のため、特定保健指導等の取組を促進する。					

※目標：特定保健指導対象者について、平成20年度対象者と比較した減少率

※旧指標：メタボリックシンドローム該当者及び予備群について、平成20年度対象者と比較した減少率

出典：特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ（厚生労働省）

エ たばこ対策の推進 (施策No.④)

喫煙率	第3期計画期間					
	(2018年度) 平成30年度 ※H28時点値	(2019年度) 令和元年度	(2020年度) 令和2年度	(2021年度) 令和3年度	(2022年度) 令和4年度	(2023年度) 令和5年度 (目標値)
成人男性	27.9%	—	—	24.2%	—	20%
成人女性	9.2%	—	—	5.0%	—	5%
妊娠中の喫煙	2.8%	2.5%	2.3%	2.1%	未集計	0%
未成年者の喫煙	0%	—	—	0%	—	0%
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・県：受動喫煙防止対策として改正健康増進法の周知に重点的に取り組むとともに、たばこの健康影響に関する知識の普及啓発、喫煙者の禁煙支援を実施した。 ・医療保険者：禁煙に関する情報提供や、保健指導対象者に対し禁煙指導等に取り組んだ。 ・教育関係機関：小学校、中学校、高等学校での授業において、発達段階に応じた「喫煙防止教育」を推進した。また、外部講師を活用した「喫煙、飲酒、薬物乱用防止教室」の講話等を実施した。 					
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・世代全体としての喫煙率は低下傾向にあるが、妊娠・乳幼児への影響や喫煙期間の長期化を防ぐため、特に若い世代の喫煙率を下げる必要がある。 ・教育関係機関では教科での学習以外に特別活動や児童会・生徒会活動等でも「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育」に取り組むなど、教科横断的・継続的な計画、及び学習の質を高める授業改善の取組の推進が必要。 					
第4期に向けた	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代の喫煙率を低下させるため、引き続き、喫煙や受動喫煙の影響について web や広報誌等による情 					

改善点	報提供や学校と協力した学生用リーフレットの活用など効果的な啓発に取り組む。 ・「学校保健計画」等への位置づけにより、学校教育活動全体での取組を推進する。また、授業力等向上を図るため教職員等を対象とした研修を実施する。
-----	---

出典：県民健康・栄養調査（沖縄県） ※5年に1度の調査（R3実施）

妊娠中の喫煙：乳幼児健康診査報告書（沖縄県小児保健協会）※毎年調査

才 飲酒対策の推進 (施策No.⑤)

	第3期計画期間					
	(2018年度) 平成30年度 ※H28時点値	(2019年度) 令和元年度	(2020年度) 令和2年度	(2021年度) 令和3年度	(2022年度) 令和4年度	(2023年度) 令和5年度 (目標値)
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少						
男性	28.0%	—	—	27.7%	—	13.3%
女性	32.3%	—	—	42.0%	—	15.2%
未成年者の飲酒割合						
男性	2.0%	—	—	0.0%*	—	0%
女性	2.5%	—	—	0.0%*	—	0%
節度ある適度な飲酒量を知っている人の割合の増加						
男性	36.7%	—	—	45.7%	—	増加
女性	27.6%	—	—	37.0%	—	増加
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・県：節度ある適度な飲酒量についてリーフレット等の配布、広報誌の活用、動画共有サービス YouTube での動画配信、節酒カレンダーアプリの利用促進を行った。また、働き盛り世代の飲酒習慣の改善を図るため、事業所等を対象にした研修会（出前講座）を実施した。 ・医療保険者：適正飲酒に関する情報提供や、保健指導対象者に対し節酒、適正飲酒指導に取り組んだ。 教育関係機関：小学校、中学校、高等学校での授業において、「飲酒の害と健康」「飲酒と健康」等、発達段 					

	<p>階に応じた「飲酒防止教育」を推進した。また、外部講師を活用した「喫煙、飲酒、薬物乱用防止教室」の講話等を実施した。</p>
<p>第4期に向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合について女性が増加していることから、特に女性に対する対策が必要。 教育関係機関では教科での学習以外に特別活動や児童会・生徒会活動等でも「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育」に取り組むなど、教科横断的・継続的な計画、及び学習の質を高める授業改善の取組の推進が必要。
<p>第4期に向けた改善点</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続きアルコールに関する正しい知識の普及啓発、節酒カレンダーアプリの利用促進、事業所等を対象としたアルコール対策研修会（出前講座）を開催する。 特に女性に対し、節度ある適度な飲酒や生活習慣病のリスクを高める飲酒に関する普及啓発を行う。 「学校保健計画」等への位置づけにより、学校教育活動全体での取組を推進する。また、授業力等向上を図るため教職員等を対象とした研修を実施する。

出典：県民健康・栄養調査（沖縄県） ※5年に1度の調査（R3実施）*サンプルサイズが、男性 n=17、女性 n=12 と小さいことに注意が必要である。

カ 生活習慣病等の重症化予防の推進

(ア) 保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく効果的な保健事業の推進（施策No.⑥）

目標	データヘルス計画に基づき、状況や課題を把握し、効率的な保健事業を実施する。
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・県：国保連合会と連携し、KDB システム及び保険者データヘルス支援システムの具体的な活用方法を研修会で示した。 ・医療保険者：データヘルス計画に基づいた保健事業を実施した。令和2年度には中間評価を実施した。 ・国保連合会：研修会・個別保険者支援を通し、データヘルス計画の推進及び進捗状況の把握、中間評価結果の集約・整理を行った。また、沖縄県国保連合会保健事業支援評価委員会を活用し、中間評価の課題分析、保健指導実践事例のデータ読取り・助言等、保健指導用学習教材への助言を行った。中間評価の課題解決へ向けた研修会の開催と保健指導実践事例の集約・整理を行った。
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期データヘルス計画中間評価にて、「メタボリックシンドロームかつI度高血圧以上の該当者」の割合が増加し、脳出血等の脳血管疾患の医療費・介護費及び死亡率が増加している。（特に若い世代の重症化） ・「メタボリックシンドロームかつI度高血圧以上の該当者」に対し医療受診勧奨の保健指導を実施しているが、「病院へは行きたくない」「薬は飲みたくない」等の理由から医療受診をしたがらない実態がある。
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き効果的な保健事業が実践できるよう、健診結果や診療報酬明細書から健康課題を分析し、受診勧奨や保健指導等を実施する。 ・若い世代を優先した取組みの強化（健診・医療受診勧奨、重症化予防）と「メタボリックシンドロームかつI度高血圧以上の該当者」に対する医療受診勧奨を継続実施する。 ・メタボリックシンドロームによる高血圧の重症化を予防するため医療受診勧奨及び肥満解決へ向けた医療受診勧奨用学習教材を用いた事例学習を継続して実施する。

(イ) 糖尿病性腎症の重症化予防 (施策No.⑦)

目標	糖尿病等の生活習慣病にならないための取組及び重症化予防への取組を推進する。
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・県が事務局を務める保険者協議会（保健活動専門部会）で各市町村の取組状況を調査し、市町村の医療専門職を対象とした研修で結果を共有した。また、特別交付金を用いて糖尿病重症化予防の対策を支援した。 ・医療保険者：健診結果やレセプト情報より未治療・治療中断の対象者を抽出し、電話、文書、面談等による受診勧奨を実施した。また、コントロール不良者への保健指導に取り組んだ。
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・より効果的な保健指導や医療機関との連携等が図られるよう取り組む必要がある。
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付費等交付金を活用して保健指導等の人材確保を図る。 ・未治療者、治療中断者への受診勧奨とともに、コントロール不良者に対しかかりつけ医等と連携した保健指導の取組を推進する。

(ウ) 予防接種による重症化予防 (施策No.⑧)

目標	予防接種による重症化予防を推進する。
第3期の取組	・県：予防接種法に基づく、各種予防接種の接種率向上を図るため、実施主体である市町村に対し、助言、指導及び国の方針等についての情報提供などを行った。
第4期に向けた課題	・ワクチンの種類別に見ると、接種率の低いワクチン、市町村がある。
第4期に向けた改善点	・接種率の高い市町村の取組の好事例を紹介するなど、引き続き接種率向上に取り組む。

キ がん検診の受診促進 (施策No.9)

がん検診受診率 ※1	第3期計画期間					
	(2018年度) 平成30年度 ※H26時点値	(2019年度) 令和元年度	(2020年度) 令和2年度	(2021年度) 令和3年度	(2022年度) 令和4年度	(2023年度) 令和5年度 (目標値)
胃がん※2	6.3%	9.6%	8.3%	7.1%	未調査	50%
肺がん	14.4%	9.1%	6.3%	7.0%	未調査	50%
大腸がん	11.7%	7.9%	5.7%	6.4%	未調査	50%
子宮頸がん	25.9%	16.3%	14.5%	12.9%	未調査	50%
乳がん※2	21.8%	15.3%	13.4%	12.1%	未調査	50%
第3期の取組	※H28集計定義変更(対象者数、検診方法、受診対象、受診間隔等)により、変更前後で比較ができない。 ・県：受診率向上に向けたポスターやグッズ等の作成配布(市町村・包括連携協定先)、イベント等による普及啓発を行った。 ・医療保険者：がん検診の受診勧奨、被扶養者に対するDM送付、受診へ対する補助(人間ドックへの補助含む)等を実施した。					
第4期に向けた課題	・国の第4期がん対策推進基本計画(R5～10)では受診率の目標が60%に引き上げられた一方で、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え、特定健診との同時実施の機会の縮小等の状況を考慮し、受診率の回復が急務である。					
第4期に向けた改善点	・普及啓発を強化するとともに、市町村・検診機関の担当者を対象とした研修会を実施して受診率向上を図る。 ・特定健診とがん検診の同時実施、がん検診・人間ドック等への補助により受診促進を図る。					

出典：地域保健・健康増進事業報告(厚生労働省)

ク 歯と口の健康づくり (施策No.⑩)

<p>目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歯周病予防のための取組、子どもとその親世代等への歯と口の健康づくりに関する取組、高齢期の口腔機能の低下を防ぐための取組を推進する。
<p>第3期の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県：歯科口腔保健推進条例の制定（平成31年3月）、沖縄県歯科口腔保健推進計画の策定（令和2年3月）を行った。沖縄県口腔保健支援センター（歯っぴ〜センター）を設置した（令和4年6月）。歯と口の健康週間（毎年6月4日から10日）や歯科口腔保健啓発月間（毎年11月）等、県民向けに歯と口の健康づくりに関する普及啓発を実施した。むし歯予防のための集団でのフッ化物洗口実施拡大のため、フッ化物洗口実施マニュアルや啓発用動画等の作成及びフッ化物洗口に関する研修会や説明を開催した。むし歯予防のため歯科保健指導資料の作成等環境整備及びモデル事業を実施した。事業所を対象にモデル事業としてオンラインによる歯科口腔保健指導を実施した。歯周病予防や口腔機能低下を防ぐための啓発や関係者への研修会等を実施した。 ・県歯科医師会：歯科口腔保健普及啓発動画作成・啓発の実施。タブレット（Doチェックシステム）を活用したオンライン口腔保健指導の実施。県民へ糖尿病と歯周病の関連について考える啓発活動と定期歯科健診を促すことを目的にキャッチコピー募集事業を行った。フッ化物洗口に関する動画の作成ならびに周知・拡散した。食育推進等口腔機能維持向上研修会の開催（オンライン）。タブレット（Doチェックシステム）を活用したオンライン口腔保健指導の実施。県民公開講座の開催。 ・後期高齢者医療広域連合：新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和2年度、3年度は中止となっていたが令和4年度から歯科健診事業を再開した（3市実施）。
<p>第4期に向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期のむし歯罹患状況については改善しているが、12歳児の一人平均むし歯数が全国最下位など学齢期のむし歯罹患状況は全国下位に位置している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児期及び学齢期のむし歯罹患状況は、家庭における意識や取組の違い、さらには経済的要因による影響も考えられる。このような格差縮小を図るためには、学校等において集団フッ化物洗口実施拡大をあわせて推進していく必要がある。 ・ 成人期の一人平均現在歯数は改善しているが、全国と比較し現在歯数が少ない。 ・ 口腔機能の発達や維持・向上の重要性について周知する必要がある。
<p>第4期に向けた 改善点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最もむし歯になりやすい第一大臼歯を中心とした永久歯むし歯予防の取組を推進する。 ・ むし歯罹患状況の格差縮小のため集団でのフッ化物洗口について実施拡大を推進する。 ・ 歯の喪失を防止するため働き盛り世代を対象としたむし歯や歯周病予防の取組を推進する。 ・ ライフステージ毎の特性を踏まえて、口腔機能の発達や維持・向上の重要性について、広く県民へ周知する。

ケ 健康教育の推進 (施策No.⑪)

<p>目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食育、食生活の改善や運動習慣の定着、歯と口の健康づくりなどの健康教育を推進する。
<p>第3期の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県：次世代の健康づくり読本を作成し、全小学校へ配付し活用した。働き盛り世代等における運動習慣の獲得定着を図るため、スマホアプリを活用したウォーキングイベントの開催等を行った。むし歯予防のための集団でのフッ化物洗口実施拡大のため、フッ化物洗口実施マニュアルや啓発用動画等の作成及びフッ化物洗口に関する研修会や説明を開催した。むし歯や歯周病予防のため、出前講座を実施した。 ・教育関係機関：学校において、児童生徒を対象に、副読本等を活用した健康教育の推進に係る取り組みを実施した。児童生徒が正しい歯のみがき方の習得や歯みがきの習慣を身につけることができるよう、発達段階に応じたむし歯予防教育の実施、歯科検診でむし歯要治療とされた児童生徒に対し、受診勧奨を行った。 ・県医師会：県と連携し、次世代の健康教育推進事業として、副読本を作成した。 ・県歯科医師会：フッ化物洗口実施マニュアル（小・中学校版）の作成（1100部作成）、フッ化物洗口実施拡大に関する支援、フッ化物洗口に関する動画の作成ならびに周知・拡散、全年齢向けフッ化物洗口に関するリーフレット作成、フッ化物洗口研修会（オンライン）実施した。歯と口の図画ポスターコンクールを開催した。
<p>第4期に向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適正体重の維持やバランスの取れた食事など、生活習慣を改善する必要がある。 ・運動習慣者の割合を増加させることができていない。 ・むし歯や歯周病予防のための正しい知識の更なる普及、継続的なむし歯予防教育を実施する必要がある。
<p>第4期に向けた改善点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な啓発活動や地域や職場等で健康づくりを実践しやすい環境づくりを強化する。 ・職場における健康経営と関連した取組を実施する。 ・むし歯や歯周病予防のため正しい知識の普及を継続して実施する。

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

ア 後発医薬品の使用促進 (施策No.12)

(2017年度) 平成29年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	(2018年度) 平成30年度	(2019年度) 令和元年度	(2020年度) 令和2年度	(2021年度) 令和3年度	(2022年度) 令和4年度	(2023年度) 令和5年度 (目標値)
83.0% (82.3%)	86.6% (85.6%)	88.7% (87.6%)	89.5% (88.5%)	89.2% (88.2%)	—	
目標達成に必要な数値	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県：県薬剤師会と連携し、各薬局において国から配布されるポスターを掲示するなど、普及啓発に努めた。県保険給付費等交付金（特別交付金・県2号繰入金分）を活用し、後発医薬品の使用促進に取り組む市町村を支援した。 ・ 医療保険者：普及啓発、後発医薬品の差額通知の実施、使用促進シールの配布等に取り組んだ。 ・ 国保連合会：国保総合システム、I J ネット等を使用し、後発医薬品の使用状況、削減効果等を把握するための資料提供を行った。また、委託を受けた保険者のジェネリック差額通知書を作成した。 ・ 県薬剤師会：保険薬局において啓発ポスターを掲示し、投薬時等を利用して使用促進の啓発を行った。 					
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後発品の供給不足などから先発品に変更されるケースも見受けられる。 					
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後発医薬品割合（数量ベース）の目標80%以上を達成しており、全国で最も高い。引き続き、後発医薬品の普及啓発や差額通知事業等に取り組む。 ・ 後発品の発売及び供給開始の情報をいち早く啓発することで使用率を上げる。 					

出典：「調剤医療費の動向（厚生労働省）」（各年度末） ※（ ）は「NDB データセット（厚生労働省）」の数値

イ 医薬品の適正使用の促進 (施策No.13)

<p>目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重複受診者、頻回受診者への対応や、残薬管理、患者の自己判断による服薬の中断等への取組を促進する。
<p>第3期の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県：県薬剤師会と連携し、各薬局を通じて国等からの啓発資材等を県民へ配布するなど、普及啓発に努めた。県保険給付費等交付金（特別交付金・県2号繰入金分）を活用し、適正受診・適正服薬に取り組む市町村を支援した。 ・医療保険者：頻回受診者、重複服薬者等について対象者を抽出し、文書通知や訪問指導等の取組を行った。 ・県薬剤師会：ブラウンバッグ事業（残薬回収事業）の実施（保険薬局において、来局者（患者等）に残薬や用途不明薬などがあれば専用バッグを利用して持参するよう啓発した）。
<p>第4期に向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お薬手帳の普及啓発。 ・重複受診者、頻回受診者への対応。 ・残薬が多く、また重要な薬が服薬できていないなど服薬に対するコンプライアンスを上げる取組が必要。
<p>第4期に向けた改善点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重複、頻回受診者等への文書通知や訪問指導、またお薬手帳の普及啓発に取り組む。 ・残薬を持参した来局者（患者等）へのコンプライアンス向上、アプローチ方法に関する研修の実施。

ウ 病床機能の分化・連携及び医療の適正利用の推進

(ア) 病床機能の分化、連携の推進 (施策No.14)

<p>目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不足する医療機能を充足する取組を促進する。
<p>第3期の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県：病床機能の分化・連携に関する協議や研修会を実施するとともに不足する機能である回復期機能の必要量等に関する調査等を行った。療養病床を有する医療機関に対し、介護保険施設等への転換に関する情報提供や意向確認、転換に要する整備費用の一部補助を行い、病床転換を支援した。特に、介護療養病床を有する医療機関に対しては、令和5年度末までに確実に転換するよう働きかけや支援を行った。 ・県医師会：県より「医療機能の分化連携推進事業」を受託し、地域の医療機関に対する不足する医療機能（回復期機能）の確保や医療連携等に関するセミナーの開催及び医療機能の分化・連携に関する協議を実施。
<p>第4期に向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不足する病床機能の確保及び関係機関の連携強化 ・療養病床から介護保険施設等への転換助成事業については令和5年度末で廃止となっている。
<p>第4期に向けた改善点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・課題を踏まえ、病床機能の分化・連携の推進に係る取組をさらに進める。 ・転換助成は廃止となるが、引き続き、必要な情報提供を行うとともに、医療機関からの相談があれば適宜対応する。

(1) 医療の適正利用の推進 (施策No.15)

目標	・限られた医療資源を適正に利用することが求められるため、その普及・啓発に係る取組を推進する。
第3期の取組	・新聞広告等を活用し、夜間・休日の救急医療機関の適正な受診に関する普及啓発を行った。また、夜間・休日の軽症な小児救急患者の受診を抑制するため、小児科医等による電話相談窓口を設け、保護者に対し子どもの症状や経過観察について助言を行い、昼間の一般診療受診を促すとともに、小児の保護者の育児不安解消に取り組んだ。
第4期に向けた課題	引き続き、上記のような取組を実施していく。
第4期に向けた改善点	引き続き、救急医療機関の適正な受診に関する普及啓発及び上記電話相談窓口の周知を図る。

工 地域包括ケアシステム、在宅医療の推進 (施策No.16)

<p>目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの構築を図り、地域包括支援センターのさらなる機能強化を図る取組を推進する。
<p>第3期の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県：在宅医療を推進するための往診代診医師派遣事業や研修会等を実施するとともに、在宅医療・介護連携を推進するための各地区医師会コーディネーターの連絡会議の実施、入退院支援連携についての他職種向け研修会等を実施した。 地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センター職員等を対象とした研修会を実施した。 ※上記取組については、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会等の関係団体と連携し実施 ・県医師会：各地区医師会に設置されている在宅医療コーディネーターとの情報共有を目的とした会議を開催。 ・県歯科医師会：沖縄県地域包括ケアシステム推進会議（沖縄県認知症施策推進部会）への参加、口腔ケア研修会の開催（Web開催）、介護施設等に向けた口腔ケア啓発用ポスターの作成、口腔ケア啓発用媒体の作成とその配布。 ・県薬剤師会：地域包括センター・行政・訪問看護師等との多職種連携強化に係る研修の実施。
<p>第4期に向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の高齢者人口の増加に対応するため、在宅医療を実施する医療機関等の確保を図るとともに在宅医療・介護連携に関する取組を強化する必要がある。 ・地域包括支援センターの設置数は増加しており、また職員の異動も多いことから、毎年、研修を継続していく必要がある。
<p>第4期に向けた改善点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・課題を踏まえ、在宅医療及び在宅医療・介護連携の推進に係る取組をさらに進める。 ・継続的に研修を実施するとともに、離島含めた多くの対象者が参加できるよう引き続きオンラインを活用した研修を実施していく。

2. その他適正化への取組

(1) 高齢者医療費の適正化

ア 健康意識の向上 (施策No.17)

第3期の取組	<ul style="list-style-type: none">・ 県：国保連合会と共同で広報事業を実施した。スポット CM は、集団健診が本格スタートする 5～7月のほか、国保事業安定化推進運動月間を含めた 10～11 月に放送し、健診受診を促した。・ 保険者協議会：国保連合会等と連携し医療機関と特定健診に係る集団契約を行う等、対象者が受診しやすい体制の整備に努めた。・ 県歯科医師会：コロナ禍における歯と口の健康づくりの一環として、県民へマスク下でできる健口体操に関する広報物を 2 種類作成し、路線バス広告に掲出し啓発活動を行った。県民公開講座を開催した。
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none">・ 特定健康診査実施率が伸びていない。
第4期に向けた改善点	引き続き周知広報や特定健診に係る集団契約の実施などの取組を促進させる。

イ 高齢者の健康づくり (施策No.18)

<p>第3期の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県：市町村が実施する介護予防等の取組を支援するため専門職のアドバイザーを派遣した。介護予防関連事業等に従事する地域包括支援センター職員等を対象とする研修会を実施した。リハビリ専門職団体と連携し、市町村へのリハビリ専門職の派遣コーディネートを実施した。予防接種法に基づく、高齢者の肺炎球菌ワクチンを含む各種予防接種の接種率向上を図るため、実施主体である市町村に対し、助言、指導及び国の方針等についての情報提供などを行った。 ・後期高齢者医療広域連合：長寿健診や歯科健診を行い、疾病の早期発見や重症化予防に努めた。また、健康に対する意識を高めるための啓発活動や訪問指導事業、服薬通知事業等の保健指導を行った。さらに、令和4年度は22市町村と「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の委託契約を結び、長寿健診の結果やKDBシステムを活用し、健康課題に取り組んだ。
<p>第4期に向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模離島町村等において介護予防等に効果的な事業等の実施につなげるためには、より伴走的な支援が求められる。 ・高齢者の肺炎球菌ワクチンの予防接種率が低下傾向にある。 ・国は令和6年度までに全市町村で「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の実施を目指しているが、実施が難しいと回答している町村が7町村ある。
<p>第4期に向けた改善点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の抱える個別課題及び要望を丁寧に把握し、ニーズに合った支援を行うとともに、必要に応じ、伴走支援を行う。 ・高齢者の肺炎球菌ワクチンを含む各種予防接種率向上を図るため、関係機関と連携して啓発を図る。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を実施している市町村とは連携を強化し、未実施の町村へは丁寧な説明を通して実施に繋げる。

ウ 入院医療費の適正化 (施策No.19)

第3期の取組	・県：病床機能の分化・連携に関するセミナーや協議等を実施するとともに、在宅医療を推進するための往診代診医師派遣事業や研修会等を実施した。
第4期に向けた課題	・不足する病床機能の確保及び関係機関の連携強化が課題。また、今後の高齢者人口の増加に対応するため、在宅医療を実施する医療機関等の確保を図る必要がある。
第4期に向けた改善点	課題を踏まえ、医療機能分化・連携及び在宅医療の推進に係る取組をさらに進める。

(2) レセプト点検の充実 (施策No.20)

第3期の取組	<ul style="list-style-type: none">・県：国保連合会等と連携し、毎年度、レセプト点検員を対象とした研修会の開催、診療報酬の運用に関する市町村からの照会に対する助言を行った。また、市町村によって点検の取扱いに差が生じないように、令和元年度に通知を発出し、点検の適正化を推進した。・国保連合会：レセプト点検(二次点検)については、23市町村(小規模を含む)及び後期広域連合から委託を受けて実施。あわせて、市町村間移動における点検(都道府県点検)についても県から委託を受け実施した。結核・精神及び第三者行為求償事務該当レセプトヘ付せんを貼付(コンピュータチェック機能)。国民健康保険及び後期高齢者医療関係職員等レセプト点検研修会、市町村レセプト点検担当者診療報酬改定説明会を開催した。
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none">・県全体の点検水準の向上。・件数の増加により効率的かつ効果的な点検の実施。
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none">・市町村及び国保連合会や関係機関等と連携し、県全体の点検水準の向上に資するよう、必要な調整、支援を行う。・コンピュータチェック機能を活用した点検の充実強化を図る。

(3) 第三者行為求償事務の推進 (施策No.21)

<p>第3期の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県：各市町村が設定した第三者行為求償に係る目標・実績をとりまとめ、当該内容に係る取組状況を把握及び求償事務の改善に向けた指導（助言）を行った。また、食中毒事故・犬咬傷事故に係る有傷者情報を該各市町村へ提供するための連携体制を構築し、第三者行為求償事務の円滑な推進に努めた。加えて、国保連と連携し、第三者行為求償事務担当者の資質向上を目的とした、第三者行為求償事務担当者研修会を開催した。 ・ 国保連合会：求償事務アドバイザー等を講師とした市町村第三者行為求償事務管理者及び担当者向けの研修会を実施した。「傷病届に関する覚書」を締結し、周知のため、履行依頼の文書を損害保険会社へ送付した。求償事務の認知を高めるため、国保広報（3分間番組『がんじゅうタイム』）内で取り上げ放送した。 ・ 医療保険者：第三者行為での受診には届出が必要なことの周知を行った。
<p>第4期に向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村においては求償事務専門職員の配置や国保連合会への事務委託により対応しているが、人材育成等、実施体制の強化が課題となっている。 ・ 手続きの迅速化に向けた保険者、損害保険会社及び医療機関等へ傷病届に関する周知。
<p>第4期に向けた改善点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、第三者行為による傷病発見の手がかりとなる情報提供を受けるため、関係部署との連携強化を図る。また、研修会の開催等により、管理職を含む担当職員の当該事務に係る重要性理解と基礎知識向上に努める。 ・ 保険者を支援し、求償事案の掘り起こしを強化する。

(4) 療養費の適正化 (施策No.22)

<p>第3期の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県：市町村指導監督（助言）を通じて、療養費支給事務の実施状況を確認し、事務の改善に向けて指導・助言を行った。また、療養費（診療分野）に関する支給事務処理マニュアルの策定に向けて、県案（たたき台）を作成し、市町村にアンケート照会等を実施した。 ・ 医療保険者：療養費制度の周知やレセプト点検、療養費の不正請求防止対策として患者調査の実施、医療費通知の送付を行った。 ・ 国保連合会：支給前の保険者点検強化を図るため、外付けシステムにて、柔整・あはき療養費の患者照会が必要と思われる申請書情報を保険者へ提供し、保険者にて重点的に点検を行えるよう支援を実施した（保険者の点検業務の軽減）。
<p>第4期に向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療養費の不正請求防止対策の強化 ・ 柔整・あはき療養費の支給基準の判断が保険者により異なるため、県全体で支給基準の統一が必要。
<p>第4期に向けた改善点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療養費支給事務マニュアルについて、柔整、はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧、海外療養費及び治療用装具等の分野についても順次作成していく。 ・ 患者調査が行われていない保険者への支援

(5) 医療費通知の実施 (施策No.23)

第3期の取組	県：市町村において、毎年度、被保険者が支払った医療費、受診年月、受診した医療機関名等を明記した、厚生労働省が定める標準項目の全てを記載した医療費通知を実施した（県保険給付費等交付金（特別交付金）を活用し、医療費通知を実施している市町村に対し支援を実施）。 医療保険者：医療費通知を実施した。
第4期に向けた課題	・マイナポータルで閲覧可能な医療費通知情報の周知
第4期に向けた改善点	・保険者において引き続き、医療費通知を実施するとともに、マイナポータルでの閲覧可能な医療費通知情報についても周知を図る。

3. 関係機関との連携及び協力

(施策No.24)

<p>第3期の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県は令和元年度より沖縄県保険者協議会の事務局を単独で担い、他保険者に加え、医師会、薬剤師会及び歯科医師会と連携して同協議会を運営した。また、保険者協議会として、医療費適正化及び健康課題解決に向けた、医療保険者の事務職、保健師等専門職を対象とし、データヘルスや特定保健指導に関する研修会を実施する等、同協議会を通じて関係団体との連携を図った。
<p>第4期に向けた課題</p>	<p>各保険者等が行う保健事業の実施状況等の状況把握に努める必要がある。</p>
<p>第4期に向けた改善点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き保険者協議会をとおして各保険者及び関係団体と連携を図り、PDCA 確認等を活用し状況把握に努める。

4. 沖縄県医療費の推移（参考値）

(2014 年度) 平成 26 年度 (計画の足下値)	第 3 期計画期間					
	(2018 年度) 平成 30 年度	(2019 年度) 令和元年度	(2020 年度) 令和 2 年度	(2021 年度) 令和 3 年度	(2022 年度) 令和 4 年度	(2023 年度) 令和 5 年度
4,353 億円	4,697 億円	4,854 億円	4,698 億円	—	—	—
医療費見込み (適正化前)	4,792 億円	4,966 億円	5,145 億円	5,326 億円	5,512 億円	5,705 億円
医療費見込み (適正化後)	4,778 億円	4,951 億円	5,129 億円	5,310 億円	5,496 億円	5,688 億円

出典：国民医療費（都道府県別国民医療費）（厚生労働省）